

心身統一合氣道会 道場教室規約

第Ⅰ章 総則

第1条 本規約の名称

本規約は、心身統一合氣道会 道場教室規約（以下、「本規約」という。）といい、心身統一合氣道会（以下、「本会」という。）の道場・教室に関し、必要な事項を定める。また、本規約は「心身統一合氣道会 会員規約」「心身統一合氣道会 指導資格者規約」に準拠する。

第2条 道場・教室の目的

道場・教室は、心身統一道および心身統一合氣道の稽古・指導・普及を行い、その運営を通じ社会に貢献することを目的とする。

第3条 道場の責任者

本会より公認を受けた道場の責任者を公の名称として館長とよぶ。

第Ⅱ章 道場・教室の開設

第4条 教室の開設

1. 指導資格者が教室を開設しようとするときは、本会所定の責任者講習を受講する。教室開設の許可を受けた者は、本規約を承認の上、本会へ所定の開設願および誓約書を提出し、本会の認可を得て教室を開設する。教室を開設しようとする者を監督する道場・教室がある場合は、その道場・教室の責任者よりこれを申請する。
2. 教室の名称は、原則として地域名または施設の名称を冠するものとする。広域の地域名は使用できない。
3. 教室の開設を認可された後、教室の責任者は本会へ別表のとりの教室認可料を支払い、本会は教室認可証を授与する。

第5条 道場の開設

1. 教室を開設後、5年以上継続して安定的に教室を運営し、複数の指導資格者を育成し、本会が主として活動できる会場を確保する場合は、本規約を承認の上、本会所定の開設願および誓約書を提出し、本会の認可を得て道場を開設することができる。
2. 道場は、本会が主催する講習等の会場とすることができる。
3. 道場の開設を認可された後、道場の責任者は本会へ別表のとりの道場認可料を支払い、本会は以下5つを授与する。
 - (1) 道場認可証
 - (2) 藤平光一先生のお写真
 - (3) 藤平光一先生の「氣」の書
 - (4) 藤平光一先生の「心身統一の四大原則」の書
 - (5) 藤平光一先生の「心身統一合氣道の五原則」の書

第6条 道場・教室の事業

1. 道場・教室は次の事業を行う。
 - (1) 心身統一道および心身統一合氣道の稽古・指導・普及に関する事業
 - (2) 心身統一道および心身統一合氣道の指導者の育成、資質の向上に関する事業
 - (3) その他、道場・教室の目的を達成するために必要な事業
2. 道場・教室の事業は本会の年度計画に従う。

第Ⅲ章 道場・教室の運営

第7条 道場・教室における指導

1. 道場・教室の責任者は、道場・教室での活動において、本会の会員となった者に対してのみその指導を行う。本会の会員以外に指導を行う場合は、事前に理事会の承認を要する。
2. 道場・教室の責任者は、道場・教室での活動において、心身統一道および心身統一合氣道以外の指導を行ってはならない。

3. 道場・教室の責任者は、道場・教室での活動において、本会の目的と合わない如何なる政治活動・宗教活動・販売活動・勧誘活動などを行ってはならない。
4. 道場・教室の責任者は、道場・教室の運営に際し、本会で定められた規約を理解し、遵守する。また、その会員に対して周知徹底をはかり、会員の中に規約に違反しようとする者がいる場合には、遵守させるよう指導する。
5. 道場・教室の責任者は、道場・教室の運営に際し、周辺住民に迷惑をかけることのないよう積極的に周辺住民とのコミュニケーションをはかるものとする。
6. 道場・教室の責任者は、本会の定めるところに従い、指導資格者講習および本会所定の講習等に参加し、積極的にその指導および資質の向上に努めるものとする。
7. 子供クラスをもつ道場・教室の責任者は、保護者とのコミュニケーションをはかり、各子供の特徴の理解に努め、指導にあたるものとする。
8. 企業・学校・団体など外部から指導の依頼がある場合、本会は指導資格者を派遣する。道場・教室は本会の承諾なく企業・学校・団体など外部での指導はできない。

第8条 指導資格者の推薦と責任

1. 道場・教室の責任者は、その道場・教室に所属する会員に指導資格を与えるべく本会に推薦できる。道場・教室の責任者が被推薦者の監督責任を負うものとする。
2. 道場・教室の責任者が交代する場合、新たな道場・教室の責任者があらためて本会に指導資格者を推薦するものとする。ただし、被推薦者が指導資格者の場合は再任命の手続きを要しない。新たな道場・教室の責任者が被推薦者の監督責任を負うものとする。

第9条 昇級・昇段・昇伝審査

1. 道場・教室の責任者のうち審査員の資格を持つものは、本会の定めるところに従い、その道場・教室において、心身統一道上級および心身統一合気道1級までの審査を行うことができる。教室の責任者が審査員ではない場合は、教室の責任者を監督する審査員のもとで審査を行う。
2. 心身統一道の昇級審査または心身統一合気道の昇級審査の際、受験希望者は審査料および登録料を事前に納入し、道場・教室の責任者は本会に昇級証書の発行を申請する。会費などに未払いがある場合は、審査を受けることはできない。
3. 心身統一道初伝以上、心身統一合気道初段以上は、本会の定めるところに従い、昇伝審査または昇段審査を受験することで、心身統一合気道継承者（以下、「継承者」とする。）により許可される。昇段審査または昇伝審査の受験に際し、受験希望者は審査料および登録料を事前に支払うことを要する。会費などに未払いがある場合は、審査を受けることはできない。
4. 心身統一合気道初段以上の推薦による昇段を希望する場合、道場・教室の責任者が本会に推薦による昇段の申請を行い、本会は継承者に推薦をし、継承者により許可される。推薦に際し、被推薦者は登録料を事前に支払うことを要する。会費などに未払いがある場合は、推薦を受けることはできない。
5. 段位および伝位は継承者により許可され、級位は本会より授与される。道場・教室の責任者は、その名において心身統一道および心身統一合気道の各種証書を発行することはできない。
6. 発行された心身統一道および心身統一合気道の各種証書に関して、道場・教室の責任者は善良なる管理者の注意をもってこれを取り扱い、会員に伝達するものとする。

第10条 コンプライアンスの重視およびリスクマネジメント

1. 道場・教室の責任者は、コンプライアンスを重視し、リスク管理・危機管理に取り組む。また、会員規約第18条で定めるコンプライアンスに関する窓口について、道場・教室に所属する会員に周知徹底する。
2. 道場・教室の責任者は、本会が提供するリスクマネジメント講座および本会所定の講習等の内容に基づき、道場・教室のリスク管理・危機管理体制を整える。
3. 道場・教室の責任者は、当該道場・教室に所属する指導資格者・会員に対して、スポーツ安全保険、その他同等の傷害保険、賠償責任保険に加入させるものとする。
4. 道場・教室の責任者は、指導に際し、会員の安全によく配慮しなければならない。怪我などの事故に際しては、迅速かつ誠実にその対処にあたるものとする。稽古中もしくは行き帰りの際に会員に事故があった場合において、その結果通院を要することとなったときは、その事故の状況、原因などを定める様式に従い、速やかに本会へ報告するものとする。
5. 道場・教室の責任者は、会員のプライバシーの保護に留意し、本会の会員規約第21条および指導資格規約第17条の定めに基づきその権利侵害がないよう努める。
6. 道場・教室の責任者は、会員の個人情報について、個人情報保護法に定めるところに従って適切に取り扱い、その情報の漏洩・滅失・毀損の防止、その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

7. 道場・教室の責任者は、ハラスメント、もしくはハラスメントと疑われる行為がないように努める。道場・教室の責任者は、道場・教室においてハラスメントがないように予防に努める。ハラスメント、もしくはハラスメントと疑われる事象を発見した場合は、本会に速やかに報告した上で解決をはかる。
8. 道場・教室の責任者は、会員規約の違反によって道場・教室の健全な運営が妨げられる場合、当該会員の道場・教室の利用を禁止し、速やかに本会に文書にて報告をする。責任者によって対応ができない場合、本会に通報し、本会と連携して対応する。

第11条 本会との連絡

道場・教室において、会員が入会したとき、昇段の推薦をする場合、各種証書の申請、休会および退会、道場・教室の利用の禁止、入会時の本部登録事項の変更、指導資格の推薦など、本会に対して申請・届出などを行う必要のあるときは、その道場・教室の責任者が本会へ連絡するものとする。

第12条 会計および活動報告

1. 道場・教室の運営および会計は全て独立してこれを行う。
2. 道場・教室は、年度の活動報告、次年度の活動予定を、本会の定めるところに従い、本会に報告する。教室を管轄する道場があるときは、その道場がとりまとめてこれを本会へ報告する。
3. 道場・教室が規則を定めたときおよびこれを改定したときは速やかに本会へ報告する。教室を管轄する道場があるときは、その道場がとりまとめてこれを本会へ報告する。

第IV章 道場・教室の閉鎖及び休止

第13条 閉鎖・休止

道場・教室は、事情によりその活動を遂行することができなくなった場合は、所定の閉鎖願または休止願を本会に提出し、理事会で受理された場合にこれを閉鎖または一定期間の休止をすることができる。教室を監督する道場があるときは、その道場の責任者を通じて閉鎖願または休止願を提出する。

第14条 閉鎖命令・休止命令

1. 本会は、次の各号に該当する場合、道場・教室の責任者に事情を聴取した上で、社員総会の決定により、閉鎖命令または休止命令を命ずることができる。
 - (1) 道場・教室がその目的を達することができない場合
 - (2) 3か月以上その活動を行っていないと理事会が認める場合
 - (3) 本会の社会的信用を著しく毀損した場合
 - (4) 国や自治体からの要請や措置等が発せられた場合
 - (5) 道場・教室の責任者が退会し、本会所属で継続できない場合
 - (6) 道場・教室の責任者が本会より除名された場合
 - (7) 本会の定める各規約に違反し、本会からの指示に従わない場合
 - (8) 本会が道場・教室の責任者に連絡をとれない場合
2. 前項により、道場・教室が閉鎖・休止されたことで不利益を被っても、本会は一切の賠償の責任を負わない。
3. 道場・教室が閉鎖された日より1年間の競業避止義務が生じる。

第15条 認可証などの返却その他

道場・教室が閉鎖するときは、速やかに第4条第3項に規定する授与を受けた品、または第5条第3項各号に規定する授与を受けた品を本会へ返却するものとする。この場合、既に払い込まれた教室認可料や道場認可料は返還しない。

第16条 道場・教室の責任者の退会

道場・教室の責任者が所定の退会願と誓約書を本会に提出する場合、当該道場・教室の運営を本会に引き継ぎ、会員が引き続き本会の活動を継続出来る様に努める。それが完了された後に退会が認められる。また、会費などの未払い金がある場合、退会は認められない。退会した日より1年間の競業避止義務が生じる。

第V章 その他

第17条 権利帰属

1. 心身統一道および心身統一合気道の内容、本会が発行する著作物や教材など、すべての著作権、その他の知的

財産権は本会に帰属する。道場・教室は心身統一道および心身統一合氣道の稽古にのみこれを使用することができる。

2. 道場・教室は、本会から提供されるあらゆる形のコンテンツを使用し、書籍の出版・教材の製作・インターネットでの公開など、著作権法に違反する行為をすることはできない。また、本会から提供されるあらゆる形のコンテンツを利用する場合には、あらかじめ本会の許可を得るものとする。
3. 道場・教室は、心身統一道および心身統一合氣道に関する書籍の出版や有料動画などの作成・販売、および教材の製作はできない。
4. 道場・教室は本条に違反する行為を第三者にさせないものとする。
5. 第1項、第2項、第3項の規定は、道場・教室が閉鎖された後も同様とする。

第18条 適用法

本規約の準拠法は日本法とする。また、本会と道場・教室の間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第19条 規約の変更

1. 本会は、本規約を道場・教室の責任者の了承を得ることなく、本会の社員総会の決定により変更することがある。
2. 変更後の本規約は、本会にて告知した時点より効力を生じるものとする。

第20条 その他

道場・教室は、それぞれその運営に関する規則などを制定する。道場・教室の責任者は、本規約に定めなきものは道場・教室で定められた規則に従い、その運営を行う。

附則

1. 本規約は、2016年4月1日より発効とする。
2. 2025年4月1日改定。

細則

第1条 オンライン稽古・講習

1. 道場・教室の責任者は、本規約の第7条の第1項に定める活動を補完するものとして、オンライン稽古・講習を行うことができる。これら活動においても本規約が適用される。
2. 道場・教室の責任者は、オンライン稽古・講習のみの目的での入会は募れない。
3. 道場・教室の責任者は、本条第1項に定めるオンライン稽古・講習を行う場合、それを利用するために必要となる端末などの機材、インターネット回線、ソフトウェアその他の設備を自己の費用と責任で用意する。
4. 道場・教室の責任者は、オンライン稽古・講習を行う場合、インターネット上で行われる活動であることを理解し、セキュリティやプライバシーの保護など相当の安全策を講じる。
5. 道場・教室の責任者は、オンライン稽古・講習を行う場合、自身と稽古に参加する会員の安全管理に十分に配慮し、その加入する傷害保険等が適用されるか否かを理解してから指導する。なお、スポーツ安全保険は適用外であることを理解する。
6. 心身統一道および心身統一合氣道の昇級審査、昇伝審査、昇段審査はオンラインでは行うことはできない。
7. 本会は、オンライン稽古・講習においても、コンプライアンスの重視、リスクマネジメント、個人情報の取り扱い、またプライバシーの保護、ハラスメント行為の防止などを遵守する。道場・教室にこれらの違反行為が認められる場合、本会は当該の道場・教室のオンライン稽古・講習の利用・指導を禁止できる。

※「オンライン稽古・講習」とは、コンピュータネットワークを通じて、心身統一道および心身統一合氣道の稽古・指導をするもの。

別表

1. 道場教室開設費用

第4条	教室認可料	5,500 円
第5条	道場認可料	110,000 円